

宅地建物取引業免許申請 提出書類チェックシート

番号	書類の名称	確認事項等	提出書類 ○:必須 △:該当する場合のみ ●:大臣免許業者のみ		確認
			法人	個人	
1	免許申請書(第1面)	○申請日、免許の有効期間に記入漏れはないか。	○	○	
	免許申請書(第2面)	【役員が複数いる場合のみ】	△	—	
	免許申請書(第3面)	事務所ごとに作成。事務所の名称の記入例:「本店」「○○支店」等 政令使用人の設置は、代表者が常勤しない事務所のみ。	○	○	
	免許申請書(第4面)	【専取が多数いる場合のみ】	△	△	
	免許申請書(第5面)	《知事》岩手県収入証紙33,000円(新規・更新とも) 26,500円(電子申請 新規・更新とも)	○	○	
2	宅地建物取引業経歴書(第1面・第2面) [添付書類(1)]	実績ない場合は、「取引がないこと」の理由書(任意様式)」を徴する。	○	○	
3	誓約書 [添付書類(2)]	○誓約日に記入漏れはないか。	○	○	
4	専任の宅地建物取引士設置証明書 [添付書類(4)]	○従事者(専取を含む)5名につき、専取1名以上の割合であるか。	○	○	
5	事務所を使用する権原に関する書面 [添付書類(7)]	○契約形態(「賃貸借」ないし「使用貸借」、用途(「事務所」等)に 記載漏れはないか。	○	○	
6	事務所付近の地図	位置が特定できるものを添付すること。	○	○	
7	事務所の写真(カラー)	《新規》建物全景、建物入口、事務所入口、執務及び応接スペース ○事務所入口に業者名の表示があるか。 ○ビル等に入居の場合は、建物入口付近のテナント表示の写真があるか。 《更新》上記に加え、業者票及び報酬額の揭示状況 ○業者票:免許期間等が申請内容と一致しているか。 ○業者票等の文字が判読できるか。	○	○	
8	事務所の賃貸借契約書	《知事》事務所が集合住宅の一室であるなどの場合のみ。 ○契約書上の使用目的が「居住」ではなく「事務所」であるか。	△	△	
9	事務所の間取り図	《知事》戸建住宅の一部、集合住宅の一室、他法人と同居などの場合のみ。	△	△	
10	直前1年の貸借対照表及び損益計算書	【法人業者のみ】 新規業者の場合は、「開始貸借対照表」の提出。	○	—	
11	資産に関する調査 [添付書類(5)]	【個人業者のみ】	—	○	
12	宅地建物取引業に従事する者の名簿 [添付書類(10)]	○事務所ごとに作成。事務所の名称の記入例:「本店」「○○支店」等 ○代表者は常勤・非常勤に関わらず従事者として含めること。 ○代表取締役が2名以上いる場合で、そのうち、宅建業に従事しないものについては 従事者としなくてもよい。	○	○	
13	法人税の納税証明書 様式その1	《更新》税務署発行のもの。 ○以下のものは不可。 税務署発行の「消費税及び地方消費税」の納税証明書、県発行の「法人市民 税」の納税証明書、法人税の領収書(納付すべき額が未記載であるため)等。	○	—	
14	申告所得税の納税証明書 様式その1	税務署発行のもの。 申告所得税の領収書のみも不可(納付すべき額が未記載であるため。)	—	○	
15	履歴事項全部証明書	発行から3ヶ月以内のもの。 ※更新の場合、事業目的欄に宅地建物取引業を営む(不動産管理・売買等)旨が 登記されていることが必要。	○	—	
16	代表者の住民票	【個人業者のみ】	—	○	
17	《営業保証金供託業者》 営業保証金の供託書の写し 《保証協会加入業者》 保証協会の社員であることの証明書	【知事免許の更新の場合のみ】 加入している保証協会から交付。	△	△	
18	相談役及び顧問(法人の場合) [添付書類(6)]	【法人業者のみ】 《知事》相談役等がない場合は提出不要。	△	—	
19	100分の5以上の株式を有する株主又は100分の 5以上に相当する額を出資している者 [添付書類(6)]	【法人業者のみ】	○	—	
20	身分証明書 (役員、政令使用人)	本籍地の市区役所、町村役場発行。発行から3ヶ月以内のもの。 全ての項目が、該当「なし」であることを確認。	○	○	
21	登記されていないことの証明書 (役員、政令使用人) ※日本在住の外国人についても	東京法務局発行。発行から3ヶ月以内のもの。 「記録がないこと」を確認。	○	○	
22	略歴書 [添付書類(3)] (役員、政令使用人の分)	○他法人の役員等と兼任していないか。 代表者が他法人の常勤役員を兼任している場合:政令使用人を設置。	○	○	
23	略歴書 [添付書類(8)] (専取、相談役、顧問の分)	○他法人の役員等と兼任していないか。(専任の取引士) 役員等兼専任の取引士の場合、添付資料(3)のみの提出で可。	○	○	
24	代表者等の連絡先に関する調査 [添付書類(9)]	○全ての役員及び政令使用人の記載が必要。	○	—	